# アメリカにおける腰パン禁止条例と表現の自由

村中洋介

一　はじめに
二　アメリカにおける表現の自由
　a　象徴的表現
　b　United States v. O'Brien
　c　Spence v. Washington
三　アメリカにおける腰パン禁止条例
四　腰パン禁止条例は表現の自由の侵害にあたるか
五　おわりに

## 一　はじめに

近時、アメリカにおいて、いわゆる腰パン・腰履き[1]（以下：腰パン）を禁止する条例が制定され、このことが日本のマスメディアにおいても報じられているところである[2]。そもそも腰パンは、アメリカを発祥として囚人たちに武器として使用させないため、または自殺に使用させないためにベルトを着用させないことにより自然にズボンが下がった状態として始まったとされており[3]、“saggy pants”（saggy は、垂れ下がったという意味）や“sagging”と表記されている。また、囚人の間で用いられた腰パンの起源については、ベルトを武器として使用することの危険性だけではなく、一部の囚人たちの間で同性愛者であることを主張する表現として用いられたことに始まるとする見解もある[4]。こうした腰パンは、ギャング文化や黒人文化、ヒップホップ文化等により一般に浸透し今日に至っているものである。

このような起源を有する腰パンは日本の若者の間でもファッションの一形態として用いられることもある。本稿においては、アメリカにおける腰パン禁止の事例について検討し、日本国憲法二一条において保障される表現の自由との関係から、日本におけるファッション規制のあり方を検討する。

二〇一四年七月には、フロリダ州オカラ市（Ocala）において、腰パン禁止条例が可決成立されたもの[5]、制定二ヶ月で廃止される事例もあった[6]。ここでは、合衆国憲法に定める表現の自由として認められるとされる腰パンを禁止することへの批判から、条例を廃止したものである[7]。合衆国憲法による表現の自由の保障という観点もふまえ、本稿において腰パン禁止条例について検討する。

## 二　アメリカにおける表現の自由

アメリカにおける表現の自由は、合衆国憲法修正第一条において「連邦議会は、国教の樹立をもたらす法律、もしくは自由な宗教活動を禁止する法律あるいは、言論または出版の自由、平和的に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を縮減する法律を制定してはならない。」[8]と規定されている。この修正第一条の後段において、言論・出版の自由、結社の自由が明記され、「これらは一括して表現の自由（freedom of expression）を保障する最も基本的な条項とされる」[9]ものである。

合衆国憲法修正第一条においては、条文上は「連邦議会（Congress）」だけが修正第一条による規制の対象とされるが、他の連邦政府の部門も修正第一条において拘束されるものであると一般に理解され、修正第一条による表現の自由の保障は、修正第一四条のデュー・プロセス条項を通して州にも適用されるものとされており[10]、このことから修正第一条による表現の自由の保障は、連邦政府、州政府、市町村といったあらゆる政府機関に対して適用されるものである[11]。

表現の自由は、ルネサンス期の歴史の中に深い淵源をもって誕生してきたもので、そこから自己実現を含むものに進化してきたとされるように[12]、表現の自由には、自己実現を含む四つの意義が示されている[13]。ここでは、①個人の自己実現（individual self-fulfillment）、②真理の発見・追及の促進（discovery of truth）、③人々の社会における政策決定への参加確保という民主主義への貢献（participation in decision-making）、④社会におけるコンセンサスと意見の差異の妥協による社会の安定化が示されるところである[14]。つまり、表現の自由の意義とは、「自由な言

論の下で、あらゆる権威を検証し議論を積み重ねることで真理に到達する可能性を見いだすことが肝要であり、その民主主義的過程を保障すること、さらには個人が自由にその考えを表現しまさに個性を主張すること[15]」にあるといえる。こうした意義を有する表現の自由は、経済的自由に比べて優越的地位（preferred position）にあることが示されてきているが、これが絶対的に保障される（修正第一条により言論を制約するような法律が絶対的に禁止される）ものであるかは、議論があろう[16]。

そしてアメリカにおいて表現の自由が保障される対象は、修正第一条の条文上の「言論」に限定されるものでないことは、連邦最高裁判決において示されるところである[17]。合衆国憲法の条文上の「言論の自由」とは、言語、身振り、記号、絵画、音楽などを媒介として表現する自由のことであり、言論・出版は演説や書籍の出版に限定されるものではなく、インターネットや電子映像メディアを含めた報道機関の広範な表現の自由を意味するものとされる[18]。

ただし、表現の自由もいかなる場合においても認められるわけではなく、表現の内容や表現の方法によって制約される場合がある。表現内容に基づく規制については厳格審査が適用され、違憲とされることが原則ではあるが、例外的に憲法上の保護が薄いとされてきた類型がある。それは、①政府転覆などの違法な行為を煽動し促す言論、②挑発的言辞（fighting words）―暴力行為を引き起こす言葉、③名誉毀損となるような言論、④宣伝広告など商業的言論、⑤性に関する表現、⑥政治献金の規制・選挙運動の規制である[19]。また、表現内容に基づかない内容中立規制とは、表現内容の如何に関わらず一律に規制をすることであり、一般には、表現活動の時間・場所・態様についてだけ規制を行うものである[20]。

本稿では、合衆国憲法修正第一条における表現の自由について詳細な検討は行わないが、腰パンが表現であると

する場合、それは言論・出版のような直接的な表現行為ではなく腰パンによって何らかの思想を表現するものであると考えられることから、ここでは腰パン禁止条例と関連して表現内容中立規制の一類型ともされる象徴的表現（symbolic speech）について触れておく。

### a、象徴的表現

象徴的表現とは、「言論」によらず「非言論」ないし「行為」によって思想や見解を表明し、伝達することである。象徴的表現の法理を確立したSpence v. Washington[21]においては、ある行為が象徴的表現とされるかどうかの判断について、「象徴的表現が問題になる場合、まず、争われている行為が第一修正の射程に入る『コミュニケーションの形態』となるほど、コミュニケーションとしての要素が十分に存在しているかどうかを決定する。行為の性質、前後関係、事実状況から、その行為にはある特定のメッセージを表現する（主観的）意図があり、さらにそのメッセージが視聴者に理解される蓋然性が非常に高ければ、行為を用いて思想を表現していると判断することができる[22]」と示している。こうした象徴的表現についても、合衆国憲法修正第一条が修正第一四条を通し州法の合憲性審査に適用されるものである[23]。

ここで、象徴的表現に関する事例として、United States v. O'Brien, 391 U. S. 367 (1968), Spence v. Washington, 418 U. S. 405 (1974) を参照する。

### b、United States v. O'Brien

オブライエン事件は、ベトナム戦争への反対の意思表示として、裁判所前で徴兵カードを焼却した行為によって

起訴されたものである。連邦徴兵法においては、徴兵カードを故意に破棄する行為を罰することとしており、徴兵カードの破棄が修正第一条によって保障される象徴的表現に当たるかどうかが問題となった。第一巡回区控訴裁は、「徴兵カードを故意に破棄する行為を処罰する連邦徴兵法が、象徴的表現を保障する合衆国憲法修正第一条に違反する」として違憲判決を出した。他方、連邦最高裁は、徴兵制度のための連邦徴兵法には連邦政府の合法的利益があり、同法が反戦運動をする者の言論の自由を侵害する意図をもって制定されたものではないとして合憲判決を出した。

このオブライエン事件において示された法理について、象徴的表現に対する合憲性審査基準としてのオブライエン・テストが腰パン禁止条例問題との関係においても用いられることになる。

オブライエン・テストとは、(1)制約が、憲法によって与えられた政府権限の範囲内のものであること、(2)重要なまたは実質的な政府利益を促進するものであること、(3)その利益が言論抑圧とは無関係であること、(4)修正第一条によって保護される自由に対して付随的に制約がかかる場合であっても、規制の手段が政府利益の促進にとって必要不可欠とされる制限を越えないこと、という四基準を満たせば、政府による付随的な修正第一条の自由の制約が正当化されるとするものである[24]。

ただし、この四基準については、(1)の制約が憲法上の政府権限内ということを前提として、象徴的表現を規制する立法の合憲性について、「①立法目的が、重要な（substantial or important）公共的利益を促進するものであり、②表現の自由の抑圧と直接関係がないこと、③規制手段の表現の自由に及ぼす付随的効果（間接的影響）は、立法目的を促進するのに是非とも必要（essential）という限度を超えるものでないこと[25]」、という三基準を満たす場合は政府の立法を合憲とすると説明するものもある[26]。

オブライエン事件において示されたオブライエン・テストであるが、これが象徴的表現に関する特有の法理であるとする理解に対して、表現内容に関わらない内容中立規制に関する「時・場所・態様」による制約の一種であり、憲法上の審査基準としては中間審査を意味するものであるとの見解もある。[27] いずれにしてもオブライエン・テストは、一般には緩やかな審査方法であると解されるもので、腰パン禁止条例との関係において腰パンが象徴的表現とされるからといってオブライエン・テストによって合憲性審査がなされることについては、表現の自由の保障の観点からの批判があるだろう。[28]

### c、Spence v. Washington

スペンス事件は、一九七〇年ベトナム戦争時において米軍がカンボジア空爆を行ったことに対して抗議する意図で、当時大学生であったスペンスが、国旗に平和のシンボル（三叉矛［いわゆるトライデント］を囲むように円が描かれているもの）を付けて自宅の窓から垂らした行為について、加工した国旗等を掲示すること（不正使用）を禁止しているワシントン州法[29]に違反したとして起訴されたものである。

スペンスは、戦争と暴力に反対するメッセージを伝える意図をもって加工された国旗を掲げたものの、自己の所有する国旗を自宅に掲げたものであり治安紊乱行為にあたるものとはされず、また、本件において加工された国旗を確認した人物は、取締りに当たった警察官三名のみ確認されているのであり、加工された国旗が掲げられていることによる通行人の感情を保護しなければならない理由もないとして、州政府に国旗を保護する利益が認められるとしても、本件においては国旗保護による処罰が必要な危険は存在しなかったと連邦最高裁は判断した。結局のところ連邦最高裁は、ワシントン州法それ自体は合憲であるが、スペンスの行為に対して適用される限りにおいて、

象徴的表現を保護する修正第一条に反するとして違憲とした。

他方、同じく国旗を用いた象徴的表現（国旗焼却行為）に対してのTexas v. Johnson, 491 U.S. 397 (1989)においては、州の定める国旗冒涜（flag desecration）を禁止する州法[30]を、それ自体が象徴的表現を保護する修正第一条に反するとして違憲の判断を出した[31]。

## 三　アメリカにおける腰パン禁止条例

本節では、アメリカにおいて制定された腰パン禁止条例の一部について紹介し、そうした条例の問題点を次節で検討することとする。腰パンの規制は、従来ギャングのマネをする若者に対して校内暴力の禁止とともに校内における、または生徒らに対する服装規定として登場したことに始まり[32][33]、二〇〇四年にはルイジアナ州議会、二〇〇五年にはヴァージニア州議会において腰パン禁止法の制定が検討され、結果的に両州において腰パン禁止法の制定には至らなかったものの、メディアを通じてこの話題は全米に広がり、各地で腰パン禁止条例の制定がなされた[34]。

「一、はじめに」においても触れたが、二〇一四年にはフロリダ州オカラ市において、腰パン禁止条例が制定された。オカラ市は、二〇一四年七月十五日に腰パンを規制する条例として公共の場における服装規定を定めた条例を制定した[35]。しかしながらオカラ市条例は、制定から二ヶ月後の二〇一四年九月十六日には、全米有色人種地位向上協議会（NAACP）[36]の反対等もあり廃止されている[37]。

オカラ市条例は、市の公共の場（市の有する財産上）、特に都市公園またはレクレーション施設といった子どもや家族の利用する場所[38]において服装規定を設けて不適当な衣類の着用等を禁止することによって、市民の健康、

安全、福祉の保護・増進を図ることを目的とするとともに、モラルの向上をも目的としており[39]、公共の場のすべての利用者に対して最低限の服装の基準を定めることとされた[40]。

ここでの腰パンの規制は、人が故意に自分の下着や裸の臀部を露出するように Natural Waistline[41] の下でズボンを履くことを禁止するものであり、下着を二インチ（５・０８センチメートル）以上露出している状態、または人の臀間裂（臀裂）が見える状態であれば、「露出行為」として禁止されるものであるとした[42]。そして、この禁止行為に反した場合には、五〇〇ドル以下の罰金または六十日以下の禁固または罰金と禁固の併科が科されることとされていた[43]。

このオカラ市のように条例で腰パンを禁止する事例が各地に見られ、例えばサウスカロライナ州ジャスパーカウンティ（Jasper County）は、二〇〇八年十二月十五日に腰パン禁止条例を成立させ、親が未成年の子どもに腰パンを許可することも禁止され、違反者に対しては二五ドルから五〇〇ドルの罰金が科せられることとされている[44]。そのほか、ルイジアナ州デルキャンブル（Delcambre）においても二〇〇七年六月に条例が制定されている[45]。このデルキャンブル条例では、腰パンファッションや臀部、下着等の露出を公然わいせつ行為として禁止し、違反した者に対しては、五〇〇ドル以下の罰金または六ヶ月以下の禁固が科せられるものとされた[46]。ルイジアナ州では、デルキャンブル以外の都市においても、腰パンを禁止するような条例が制定されているが、これは下着の露出等を公然わいせつと位置づけて規制するもので、明示的に腰パンファッションを規制対象とするものではない。デルキャンブル以外でルイジアナ州において下着の露出を公然わいせつとして規制している都市には、ゴンザレス（Gonzales）[47]、アベヴィール（Abbeville）[48]などがあり、罰金や禁固が科せられることが規定されている[49]。

また、ジョージア州アトランタ市（Atlanta）では、下着の露出を禁止する条例制定が検討されていたが[50]、制定

には至っていない[51]。このアトランタ市で検討されていた腰パン禁止条例については、ペンシルヴァニア州エリー市（Erie）において制定された公然わいせつ条例の内容に類似しているとの意見がある[52]。エリー市条例においては、あらゆる公共の場におけるあらゆるヌードを禁止するものであり、アトランタ市条例はあらゆる下着を見せるような服装を禁止することを検討しているものであった。ここでエリー市条例に対しては、ヌード・エンターテイメントの提供をしていた「Pap's A. M.」が、ヌード・エンターテイメントの提供を妨げることとなる条例の差止めを求めて訴えたが、連邦最高裁は条例を肯定した[53]。エロチックなメッセージを伝達しようとするダンスではなく、公開の場所でのヌードを害悪として規制するというインディアナ州法（Indiana Public Indecency Statute）によるヌード・ダンスに対する規制と合衆国憲法修正第一条に関するバーネス事件（Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991)）とエリー市の事例の類似点も見られ、こうした事例はオブライエン・テストによって審査されるものとされよう[55]。[54]

フロリダ州においては、前出のオカラ市の腰パン禁止条例のほかにも都市における条例制定がなされており、裁判において腰パン禁止条例が違憲とされたリビエラビーチ（Riviera Beach）の事例がある。

フロリダ州リビエラビーチにおいては、二〇〇八年三月十一日に住民投票による七十二％を超える支持によって、腰パンを禁止する条例を制定した。リビエラビーチ条例は、初犯の者は一五〇ドルの罰金、二回目以上の者は三〇〇ドルの罰金または社会奉仕活動、常習の違反者に対しては、六十日以下の禁固を科すというものであった[56]。このリビエラビーチにおける腰パン禁止条例は、訴訟において憲法違反とされたことから合衆国内においても注目を集めたものである[57]。この事件では大麻所持で執行猶予中であった十七歳の少年が、警察官に腰パンで自転車に乗る姿を発見され条例違反で告発され、刑務所に入ることになったものであったがパームビーチ巡回裁判所、カウ

ンティ裁判所において、合衆国憲法に違反するとの判断がなされた[58]。カウンティ裁判所においては、「政府が腰パンをどれほど品がないもので不快なものであるかを認めたとしても、修正第一四条における選択の自由を広範に認めなければならない」とされた[59]。

## 四　腰パン禁止条例は表現の自由の侵害にあたるか

ここまで見てきたようにアメリカにおける腰パン禁止条例の内容は、服装規定として公然わいせつにあたるような下着の露出等の禁止として腰パンを規制するもの、腰パンというファッションを下品なものとして社会秩序の観点から規制をするものなどがある。

こうした腰パン禁止条例は、合衆国憲法修正第一条における表現の自由の保障の観点から違憲の可能性もあろう。本節では、アメリカにおける腰パン禁止条例や判例から合衆国憲法修正第一条における表現の自由と腰パンの関係について検討する。

日本国憲法二一条で保障される表現の自由は、非言論ないし行為を保護するものではないとされる[60]。しかしながら、アメリカにおいて合衆国憲法修正第一条に規定される表現の自由は、言論に限定されるものではなく、様々な行為等をもその保護対象としていることは前述してきたとおりである。

アメリカにおける腰パンの規制は、従来ギャングのマネをする若者に対する校内暴力の禁止と服装規定があったものを、ギャングの服装を禁止するものとして条例が制定されるなどして規制されてきたものであるが[61]、そもそも腰パンは刑務所内における服装が広まったものとして認知されており、アフリカ系アメリカ人である服役後の元

囚人とギャングが同一視され、後にギャングの服装としてヒップホップにより広く浸透してきたものである。[62] そうしたことから腰パンは、サブカルチャーとしてのヒップホップ文化や都市のギャング文化、またはその両方と関連づけられるものであるとされる。[63] はたしてこのような経緯を持つ腰パンは、象徴的表現として保護されうる表現行為として認められるのであろうか。

前提として、腰パンという行為にメッセージ性があるかということが問題となる。腰パンがファッションの一つの形態であるとしても、そうした腰パンファッションそれ自体が何らかのメッセージ性を有していない限り、象徴的表現行為として保護されるものではないとされるだろう。すなわち、一般的なファッションの自由、服装の自由は、その選択の自由の問題であると考えられる。[64] しかしながら、スペンス事件において象徴的表現を認めた連邦最高裁判決を厳格に読み解けば、服装と容姿はコミュニケーション媒体として多数の人間に無言で個々人のアイデンティティを伝えるものであると考えることもできる。[65] そうしたことから、容姿は一種のパフォーマンスであり、[66] 服装は一種の言語であって、[67] 服装を通じてアイデンティティやカテゴリー、サブカルチャー、性別などを表しているとして、服装における表現の重要性を指摘するものもある。[68] ただし、City of Dallas v. Stanglin, 490 U. S. 19 (1989) において、人が行うあらゆる行動・行為において若干の表現の趣旨を認識することは可能であるが、たとえば通りに沿って歩くことやショッピングセンターで友人に会うことまでもが合衆国憲法修正第一条の保障の範囲にある行動とはいえないとされている。[69]

腰パンのメッセージ性については、前述した腰パン誕生の背景や腰パンの広がった経緯を踏まえると、腰パンというファッションには、「アフリカ系アメリカ人である」、「ヒップホップファンである」といったことを表現するメッセージ性があると解することもできるだろう。[70] そうすると、このようなメッセージ性を有する行為は、ベト

ナム戦争に対する反対の意思としての平和表現としてのピースマークの表現（スペンス事件）や信仰による表現（キリスト教徒であることの表明など）[71]と同じく象徴的表現としての保護されるものとされよう。[72]ここで、腰パンという表現行為が明確なメッセージ性を有さないとしても、その行為が何らかのメッセージ性を有することを前提として象徴的表現に関するオブライエン・テストによる審査を用いて検討してみたい。すなわち(1)制約が、憲法によって与えられた政府権限の範囲内のものであること、(2)重要なまたは実質的な政府利益を促進するものであること、(3)その利益が言論抑圧とは無関係であること、(4)修正第一条によって保護される自由に対して付随的に制約がかかる場合であっても、規制の手段が政府利益の促進にとって必要不可欠とされる制限を越えないこと、という四つの基準を腰パン禁止条例が満たすかどうかである。

オブライエン・テストの審査について、リビエラビーチの事例から検討してみると、(1)制約を行う権限がリビエラビーチの権限内のものであるかどうかについては、州憲法によって地方自治体の権限の範囲において条例を制定することが可能であるとされており、都市の有する警察権（ポリスパワー）により、市民の健康、安全、福祉を保護し、公衆衛生等の問題に対処することが可能であるとされていることから、この点について問題はない。

(2)重要なまたは実質的な（リビエラビーチ）政府利益の促進のための条例であるかどうかは、条例の詳細な記録を参照しなければ確認できないが、一般的には、条例制定過程の検討からは道徳、社会秩序の維持を目的としているとされるだろう。[73]そうした道徳や社会秩序の維持については、ヌード等の問題との関係においても立法目的の基礎となりうることが認められてきていることから、[74]重要なまたは実質的な政府利益の促進の観点を導くことができるかもしれない。しかしながら、裁判所が認める傾向にある道徳や社会秩序の維持とは、わいせつまたは一般的なヌードを含む事例によるものであって、下着の露出をもこの範囲に含めて非合法なものとすることに政府利益

を正当化することには疑問の声もある。[75] すなわち、腰パン禁止条例は、他の一般的なヌード規制法とは異なり、衣類としての下着の露出を禁止するものであって、ここでは下着自体を若干にも不快または下品なものとして扱うものである。[76] 下着は、衣類の中でもアウターウェアとは異なり表面上露わにして着用するものではないが、水着に近いものである。それでも、腰パン禁止条例は下着を規制し水着を規制しないこととしており、腰パン禁止条例の中には、下着の露出と性器の露出を同一視するものもある。[77] こうした腰パンの規制は公衆の前での特定のファッション規制にほかならないものであるとすれば、ここに重要または実質的な政府利益が存在するかどうかは疑わしいとされるだろう。

(3)リビエラビーチ条例は、腰パンがメッセージ性を有するものであるかどうか明確にはせず、腰パンという行為そのものを不快なものとして禁止をすることとしている。そのような意味において、一見すると腰パンのメッセージ性に着目するものではなく、表現を抑圧するものではないとも考えられる。しかしながら、リビエラビーチ条例はアトランタ市で検討された条例にようにすべてのヌードを規制することによるヌードと同義的な下着の露出をともなう腰パンをも禁止するもの（あらゆる下着の露出の禁止）とは異なり、下着の露出をともなう服装の着用の仕方について規制をするもので腰パンを標的とした規制と解することも可能であって、腰パンがメッセージ性を有するものであることを前提とすると、これに対する極めて深刻な抑圧といえるだろう。腰パンのメッセージ性が認められるとすると、そのメッセージ性を有する腰パンに着目した規制、すなわち、一般的なヌードや水着、不快、下品と思われるような服装を規制することなく、実質的に腰パンのみを規制するような条例であれば、腰パンによる表現の抑圧にほかならないというべきであり、そのような意味においてリビエラビーチ条例については、(3)の点についての疑義があろう。

(4)規制の手段が適切であるかどうかについては、公の場所において腰パンが禁止されることは、腰パンによる表現、腰パンのメッセージ性を完全に遮断してしまう恐れがある。そうすると、そのような腰パンの規制が、政府利益の促進にとって必要不可欠である限度を超えてはならない、換言すれば必要最小限度の規制でなければならないとする点については、基準を満たすものとはいえないだろう。少なくともアメリカにおける腰パンは、アフリカ系アメリカ人やヒップホップ文化の中において表現がなされ[78]、黒人文化として拡大し表現されてきたものでもある[79]。一般にそのような認識がなされるものについて規制をおこなうことは、そのメッセージ性を否定することにほかならず、政府利益が極めて重要なものであったとしても、必要最小限度の規制（腰パン規制であれば、場所や時間帯の規制を厳密に行うなど）にとどめられなければならない。ここでいう政府利益は、都市における道徳や社会秩序の維持という点であり、このことに対して腰パンの禁止が必要最小限度の規制であるかどうかという点が問題となるのである。腰パンファッションそれ自体が表現的な行為であるとされる時、そのような表現的意義を有する以上、腰パンが都市における道徳や社会秩序の維持との関係において完全なる禁止によらない方法によって政府利益の促進を図るべきである。若者のファッション文化や服装の着用の仕方が一種の風紀を乱す行為としての面があるとされたとしても、今日までのそのような文化は完全なる禁止によることなく社会に浸透し新たな文化を育む要素となってきた面もあろう。腰パンについても完全なる禁止ではなく、必要最小限度の規制（特定の場所のみでの規制など）による方法によらなければならないというべきであり、腰パンの禁止（これが定義上、腰から何インチ以内であれば良いという次元の問題ではなく、「腰パン」という行為を規制すること自体）については、政府利益の促進との関係での正当性が認められうるものではない[80]。

以上のようにオブライエン・テストの四つの基準からリビエラビーチの腰パン禁止条例を検討すると、オブライ

エン・テストの基準の(2)重要なまたは実質的な政府利益を促進するものであること、(3)その利益が言論抑圧とは無関係であること、について疑義があり、(4)修正第一条によって保護される自由に対して付随的に制約がかかる場合であっても、規制の手段が政府利益の促進にとって必要不可欠とされる制限を越えないことについては都市の道徳、社会秩序の維持を促進するという目的を達成するために腰パンの禁止という手段を採ることは、必要最小限度のものということはできないため、この点については基準を満たすことはできない。このことから、オブライエン・テストの審査によれば、リビエラビーチの腰パン禁止条例は、合衆国憲法修正第一条に反するものであるとされるだろう(81)。

また、副次的効果、第二の影響・弊害の考慮について言及できる可能性もある。これは、バーネス事件においてスター判事が示しているもので(82)、直接的な法の目的と関係するものではなく法による副次的な効果を考慮するものである。バーネス事件においては、ヌード・ダンスを提供する施設を規制することは、そうした施設のもたらす売春や性的暴力等の弊害を根拠として法の規制を検討するというものである(83)。腰パン禁止条例に関しての副次的な効果の考慮について、都市の美しく清潔な空間を確保することへの政府利益から腰パン禁止条例の正当化を図ることの意義も指摘されるところである(84)。これは、腰パンが都市における主要な懸念問題として特に黒人の若者の間での犯罪行為、失業、高校の中退者の増加、人種的差別といった問題と関連することの指摘から問題解決を図ろうとするものである(85)。

副次的効果の検討は、腰パンの規制を行う上で、腰パンと都市における道徳、社会秩序だけではなく、他の副次的効果によって政府利益の正当化の根拠となりうる可能性はあろうが、腰パンによる副次的効果としての負の影響が明示されなければならず、そのような効果が快適な都市空間と関連するとしても、これは都市の一部の住民の腰

パンを不快、下品なものと思う人々の感性によるものにほかならず、都市の道徳、社会秩序の維持と同一の結論を導くことになるだろう。バーネス事件で示されたような売春や性的暴力等といった副次的効果のように、都市において腰パンが蔓延することによる副次的効果があるとすれば、副次的効果の検討によって腰パン禁止を正当化する都市の利益が認められるかもしれない。

ここまで見てきたアメリカにおける腰パン条例と表現の自由の関係であるが、腰パンを象徴的表現としてオブライエン・テストによって審査することへの批判もあるかもしれない。これはつまり、腰パンが表現としてのメッセージ性を有し、表現の自由の意義として自己実現を含む四つの意義[86]、①個人の自己実現（individual self-fulfillment）、②真理の発見・追及の促進（discovery of truth）、③人々の社会における政策決定への参加確保という民主主義への貢献（participation in decision-making）、④社会におけるコンセンサスと意見の差異の妥協による社会の安定化[87]の中でも、①自己実現や③民主主義との関係性が指摘されることとも関連するところである[88]。

腰パンの表現としての重要性を考慮し、アメリカにおける腰パンが黒人文化の一端を表しているものであるとすると、日本人には理解できないメッセージ性が腰パンにはあるのかもしれない。そうすると、オブライエン・テストのような実質的には合理性審査と解されるような基準によって[89]、合憲性審査を行うことには疑問が残るだろう。

アメリカの専門家の中でも、腰パン条例と表現の自由との関係を指摘するものがみられ、ここでは、「学校における服装規定を州法で定める地域があることについては、子供たちの学校における管理権として認められる傾向にあるものの、公共の場において大人の服装を管理することについては、問題がある」とし、「腰パンを規制する（ファッションを州等の管理下に置く）ことは、個人の感性に対する主観的な判断での規制となり、公共の場において市民が不快であるもの（腰パンかどうか）を最終的には市民が判断することになる」などとして、ファッショ

ンについては州等が管理するものではないと指摘しているもの（Lyrissa Lidsky, University of Florida law professor[90]）、「腰パン条例が対象としている有害性とは『あの青年の服装が気に入らない（不快である）』というものを非行行為として規制しようとするものであり、そうした腰パンを目にする人々の感情を保護するというような目的については、合衆国憲法修正第一条との関係で十分ではないとされる傾向にある。特に腰パン条例は、特定のファッションを狙い撃ちするような規制であって、深刻な憲法問題となる恐れがある。ファッションは、我々が自分自身とアイデンティティを世間に表すための最も重要な方法の一つである」としてファッションが表現としての重要性を有することを指摘するものもある（Neil Richards, Washington University professor of law）[91]。

以上のようなことから、条例の内容によって異なるがアメリカにおける腰パン禁止条例については、オブライエン・テストによる審査による場合においても違憲とされる可能性が高く、また腰パンのファッションとしての自己の表現の観点やヒップホップ文化・黒人文化等としてのメッセージ性の観点から、オブライエン・テストよりも、より厳格な合憲性審査によって腰パン条例の合憲性の判断がなされるべきであろう。

## 五　おわりに

腰パンは、日本においても若者の間でファッションとして用いられることがあるものの、その印象は決して良いものではなく、腰パンファッションが悪い意味で世間の注目を浴びたこともあった[92]。しかしながら、最近では日本における昔ながらの腰パンというファッションはあまり見られず、アメリカにおける腰パンとは少し異なった形式で日本における腰パンが位置づけられているようである[93]。それでは、日本において、伝統的な（ギャング文化

の表れとしての）アメリカの腰パンまたは日本において用いられるファッションとしての腰パンが表現の自由の観点から保護されうるのであろうか。

日本において表現の自由は日本国憲法二一条において保障されるものではあるが、アメリカにおける象徴的表現のような言論と切り離された思想等の表現をある種のメッセージ性を有することとして何らかの行為等により表すことについては保護されるものではないとされる(94)。そうすると腰パンという行為が表現の自由の観点から保護の対象になる可能性は低いかもしれない。しかしながら、日本国憲法一三条において、一般的自由や自己決定権としてのファッションの選択の自由として保障される道を妨げられるものではないだろう。ただし、表現の自由の意義としての自己実現等の観点から、腰パンを含めたファッションについては表現の自由により保護される性質を有するものと解するべきであろう。

他方、表現の自由の保障の範囲にファッションが含まれるとしても、そのファッションのメッセージ性の存否が問題となるところ、日本において腰パンのメッセージ性が明確であり、かつ、一般大衆に認識されうるものであるかは疑問である。しかしながら、日本においてもファッションのメッセージ性があるもの、例えば〇〇色の和装＝反戦主義や〇〇民族の服装＝差別反対などとして一般大衆にも認知できるかたちでの表現としてのファッションがあるとするならば、これについては表現の自由の保護を受けるものであるとされよう。

近時、コスプレ(95)によって、周囲に迷惑をかけるなどとして、コスプレファッションをしている者については、公共施設等の利用をさせないといった措置をとる地方公共団体が出てきている(96)。コスプレがメッセージ性をもったファッションであれば日本国憲法二一条による保護を尊重しなければならず、またそうでなくとも一三条によるファッションの自由が尊重されるべきであろう。公共施設の利用禁止といった措置は、アメリカにおける腰パン禁

止条例の規制と類似点（都市の財産上―道路、公園、レクレーション施設等―での腰パンの禁止）もある。コスプレ＝迷惑行為というような解釈により個人の自由を侵害することは許されず、公共施設等の利用禁止等の措置が一部の利用者の主観的不快感から行われるものであってはならない[97]。アメリカの事例等も参照しつつ、多様なファッションとの共存が求められる現代においての規制を検討しなければならないだろう。

（1）下着を露出させるようにズボンを腰（骨）の位置よりも下げた状態で履く行為。

（2）「『風紀乱す』〝腰パン〟禁止条例相次ぐ」msn 産経ニュース二〇一三年九月一日 http://sankei.jp.msn.com/world/news/130901/amr13090107010000-n1.htm、東京新聞二〇一三年九月七日朝刊「本音のコラム」など。

（3）Onika K. Williams, *The Suppression of a Saggin' Expression: Exploring the "Saggy Pants" Style Within a First Amendment Context*, 85 Indiana L. J. 1169, 1170–1171 (2010).

（4）*Id.*

（5）Sarah Ferris, *Florida town cracks down on sagging pants problem*, The Washington Post, July 20, 2014, http://www.washingtonpost.com/blogs/govbeat/wp/2014/07/20/florida-town-cracks-down-on-sagging-pants-problem/.

（6）Benjamin Fearnow, *Florida City Repeals Saggy Pants Ordinance After Legal Threats From NAACP*, CBS Tampa Bay, September 17, 2014, http://tampa.cbslocal.com/2014/09/17/florida-city-repeals-saggy-pants-ordinance-after-legal-threats-from-naacp/.

（7）*Id.*

（8）松井茂記『アメリカ憲法入門〔第七版〕』（有斐閣、二〇一二年）四四一頁。

Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the government for a redress of grievances.

（9）樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』（弘文堂、二〇一一年）三一四頁。

（10）Gitlow v. New York, 268 U. S. 652 (1925).

（11）前掲注（8）、松井茂記『アメリカ憲法入門〔第七版〕』二二五頁、前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法

ベーシックス⑩』三一八頁。

(12) Thomas I. Emerson, *Toward a General Theory of the First Amendment*, 72 YALE L. J. 877, 878 (1963).

(13) *Id.*, at 877–886, 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二二頁。

(14) *Id.*, Williams, *supra* note 3, at 1173–1174, 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二二頁、T・I・エマスン（木下毅訳）『現代アメリカ憲法』（東京大学出版会、一九七八年）八六―八七頁。

(15) 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二二―三二三頁。

(16) 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二四頁。

(17) Texas v. Johnson, 491 U. S. 397 (1989).

(18) 阿部竹松『アメリカ憲法〔第三版〕』（成文堂、二〇一三年）五〇九頁、前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二五―三二六頁。

(19) 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三三八―三三九頁。

(20) 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三九八頁。

(21) Spence v. Washington, 418 U. S. 405 (1974).

(22) 紙谷雅子「象徴的表現としての星条旗の焼却　Texas v. Johnson, 491 U. S. 397 (1989)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』（有斐閣、一九九八年）一四一頁。

(23) Stromberg v. California, 283 U. S. 359 (1931).

(24) 前掲注（8）、松井茂記『アメリカ憲法入門〔第七版〕』二八〇―二八一頁、鈴木康彦『アメリカ憲法概説』（冬至書房、二〇一一年）二〇九頁、徳永達哉「『表現の自由』と言葉以外の態度による思想の伝達―Symbolic speech と Speech plus の比較を通じて―」九州国際大学法学論集 一六巻三号（二〇一〇年）一四〇―一四一頁、岡田信弘「ヌード・ダンスに対する州の規制と第一修正　Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991)」前掲注（22）、憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』三五頁。

(25) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第六版〕』（有斐閣、二〇一五年）一九七頁。

(26) 前掲注（25）、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第六版〕』一九七頁、前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二七頁同旨。

(27) 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二七―三二八頁。他方、連邦最高裁がオブライエン・テストを用いる事例をみるに、オブライエン・テストは中間審査基準ではなく合理性審査基準と解するものもある

（前掲注（22）、紙谷雅子「象徴的表現としての星条旗の焼却　Texas v. Johnson, 491 U. S. 397 (1989)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』一四六頁注27、前掲注（25）、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第六版〕』一九七頁同旨）。

（28） *See,* Williams, *supra* note 3.

（29） Wash. Rev. Code (Revised Code of Washington) §9.86.020.

（30） Texas Penal Code Annotated §42.90 (1989).
ここでは、意図的に州旗、国旗の外観を汚損、損傷する行為やその他行為を目撃した者の感情を害することを知りながら誤った取扱をすることが禁止された。

（31） Texas v. Johnson については、前掲注（22）、紙谷雅子「象徴的表現としての星条旗の焼却　Texas v. Johnson, 491 U. S. 397 (1989)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』一三八頁以下、紙谷雅子「Texas v. Johnson 491 U. S. 397, 109 S. Ct. 2533, 105 L. Ed. 2d 342 (1989) 象徴的表現」『英米判例百選〔第三版〕』五二頁以下参照。

（32） William C. Vandivort, *I See London, I See France: THE CONSTITUTIONAL CHALLENGE TO "SAGGY" PANTS LAWS,* 75 Brooklyn L. Rev. 667, 669–671 (2009).

（33） 腰パンというアメリカにおけるギャングファッションについては、ヒップホップ文化が浸透する前から問題が指摘されている。Bob Baker, *Dressing for Death : Officers Help Parents Understand What Gangs Are All About, Los Angeles Times,* May 11, 1988, http://articles.latimes.com/1988–05–11/local/me–2379_1_rival–gang–members.

（34） Vandivort, *supra* note 32, at 671–672.

（35） Ocala Code of Ordinances Chapter 15 – PUBLIC HEALTH AND SAFETY. ARTICLE IV. – PUBLIC PROPERTY CLOTHING REQUIREMENTS §§15–91.–15–94.

（36） National Association for the Advancement of Colored People の略。

（37） Fearnow, *supra* note 6.

（38） 条例においては、公共の場等として、市の保有または貸し出しているあらゆる公園、レクレーション施設、競技場、プール、駐車場、集会場、道路や交通機関、ターミナル、空港、水道関係施設が条例によって規制される公共の場と位置づけられる。Ocala Code of Ordinances Chapter 15 §15–93.

（39） Ocala Code of Ordinances Chapter 15 §15–91.
It is the purpose of this article to promote, protect and improve the health, safety and welfare of the citizens of the city by prohibiting insufficient clothing and manner of dress on all city owned property, especially city parks or recreation facilities

frequented by children and families. In particular, it is the purpose of this article is to promote good morals, public health and hygiene by providing clothing standards which ensure that the buttocks of any person on city owned property (e.g., park and recreational facilities) is sufficiently covered.

（40） Ocala Code of Ordinances Chapter 15 §15–92.

The intent of this article is to provide specific minimal clothing standards which can be consistently applied to all persons that use or come on to city owned property.

（41） Natural Waistline は´人の臀部のすぐ上の部分を指すものとされる。Ocala Code of Ordinances Chapter 15 §15–93.

(1) City owned property means any park, recreation facility, sports field, swimming pool, parking lot, municipal building, public square or gathering area, roadway, sidewalk, bike path or like transportation facility, terminal, airport, water or sewer facility owned or leased by the City of Ocala.

(2) Natural waistline means that area immediately above a person's hips.

(3) Underwear means an article of personal wear that is worn between the skin and an outer layer of clothing. "Underwear" includes, but is not limited to, boxer shorts, jockey shorts and thongs.

（42） Ocala Code of Ordinances Chapter 15 § 15–94 (a).

It is unlawful for any person, while on city owned property, to knowingly or intentionally wear pants below the person's natural waistline in a manner that leaves the person's underwear or bare buttocks exposed. A person's underwear is "exposed" if, when measured vertically, more than two inches of it is visible. A person's bare buttock[s] are "exposed" if any portion of the person's intergluteal cleft is visible.

（43） Ocala Code of Ordinances Chapter 1 – GENERAL PROVISIONS. §1–9 – General penalty.

Whenever in this Code or in any ordinance of the city any act is prohibited or is made or declared to be unlawful or an offense, or whenever in such Code or ordinance the doing of any act is required or the failure to do any act is declared to be unlawful, where no specific penalty is provided therefor, the violation of any such provision of this Code or any ordinance shall be punished by a fine not exceeding $500.00 or imprisonment for a term not exceeding 60 days, or by both such fine and imprisonment. Each day any violation of any provision of this Code or of any ordinance shall continue shall constitute a separate offense.

（44） Williams, *supra* note 3, at 1187–1188, note 172.

Ordinance 08–15 in Jasper County, South Carolina

3. PROHIBITION OF CERTAIN ATTIRE; DUTIES OF PARENTS ANDGUARDIANS.

A. It shall be prohibited for any person to appear in a public place wearing his or her pants more than three (3) inches below his or her hips (crest of the ilium) and thereby exposing his or her skin or intimate clothing.

B. It shall be prohibited for any custodial parent or guardian to willfully allow their minor to appear in a public place wearing his or her pants more than three (3) inches below his or her hips (crest of the ilium) and thereby exposing his or her skin or intimate clothing.

……

5. VIOLATIONS AND PENALTIES.

A. A person who violates a provision of Section ∽ of this ordinance shall be guilty of an infraction, punishable by a fine of not less than twenty–five ($25.00) dollars, nor more than five hundred ($500.00) dollars.

B. Violation of this ordinance is hereby declared to be a public nuisance, which may be abated by the County by restraining order, preliminary and permanent injunction, or other means provided for by law and the County may take action to recover the cost of the nuisance abatement.

C. Each day of a continuing violation of this ordinance shall be considered a separate and distinct infraction.

(45) *Id.*, at 1187.

(46) *Id.*

(47) GONZALES, LA., CODE OF ORDINANCES § 8–145 (2007), See, https://www.municode.com/library/la/gonzales/codes/code_of_ordinances?nodeId=COOR_CH8CRCO_ARTVOFAGPUMO_DIV1GE_S8–145INEXBE.

It shall be unlawful for any person in any public place or in view of the public, to intentionally expose his or her genitalia or undergarments, or be guilty of any indecent or lewd behavior.

(1)Any person convicted of violating the provisions of this section shall be punished by a fine not to exceed fifty dollars ($50.00).

(2)Any person convicted of a second offense of violating the provisions of this section shall be punished by a fine not to exceed one hundred fifty dollars ($150.00).

(3)Any person convicted of a third offense of violating the provisions shall be punished by a fine not to exceed five hundred dollars ($500.00) and up to two (2) eight–hour days of community service or trash abatement.

（48） ABBEVILLE, LA., CODE OF ORDINANCES §13–25 (2007), See, https://www.municode.com/library/la/abbeville/codes/code_of_ordinances?nodeId=PTIITHCOOR_CH13OFIS_ARTIIOFAGPU_S13–25EXUNWOUNPASKPR.

(1)It shall be unlawful for any person in a public place or in view of the public to wear pants or a skirt in such a manner as to expose their underlying garments.

(2)Any person violating this section shall, upon conviction thereof, be fined not more than three hundred dollars ($300.00) or imprisoned for not more than six (6) months, or both.

（49） Vandivort, *supra* note 32, at 672–673.

（50） See, Angelica M. Sinopole, *"No Saggy Pants" : A Review of the First Amendment Issues Presented by the State's Regulation of Fashion in Public Streets,* 113 PENN STATE L. Rev. 329, V. CONSTITUTIONALITY OF ATLANTA' S PROPOSED ANTI–SAG ORDINANCE (2008).

（51） See, Atlanta, Georgia – Code of Ordinances §116–13. https://www.municode.com/library/ga/atlanta/codes/code_of_ordinances.

（52） Sinopole, *supra* note 50, at 368.

（53） City of Erie v. Pap's A. M., 529 U. S. 277 (2000).

（54） 前掲注（24）´岡田信弘「ヌード・ダンスに対する州の規制と第一修正　Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』三五頁。

（55） バーネス事件については´前掲注（24）´岡田信弘「ヌード・ダンスに対する州の規制と第一修正　Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』三四頁以下参照。

エリー市の事例については´ Sinopole, *supra* note 50, at 359–360 参照。

（56） Williams, *supra* note 3, at 1188–1189.

*See, Id.,* at 1188, note 178.

Riviera Beach, Fla., Ordinance 3043 (Mar. 11, 2008). The ordinance, entitled "Wearing of Pants Below the Waist in Public," specifies:

(a) It shall be unlawful for any person to appear in public or in view of the public, wearing pants below the waist which expose the skin or undergarments.

(b) Any person convicted of violating the provisions of this section shall be punished by a fine of $150.00 or shall be given

community service to perform.

(c) Any person convicted of a second or subsequent offense of violating the provisions of this section shall be punished by a fine of $300.00.

(d) Any person who fails to pay a fine or complete community service as set forth herein may be imprisoned for a term not exceeding sixty (60) days.

（57） *Id.*, at 1188.

（58） *Id.*, at 1189.

（59） *Id.*

（60） 森脇敦史「象徴的言論―象徴くの態度が示すもの」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ―状況く』（尚学社、二〇一一年）二二二頁。

（61） City of Harvard v. Gaut, 660 N. E. 2d 259.

（62） Vandivort, *supra* note 32, at 687.

（63） *Id.*

（64） リビエラビーチの事例においてカウンティ裁判所の判事が「政府が腰パンをとれほど品がないもので不快なものであるかを認めたとしても修正一四条における選択の自由を広範に認めなければならない」（Williams, supra note 3, at 1189）とした立場もそのような趣旨であるとも解される。

（65） Gowri Ramachandran, *Freedom of Dress: State and Private Regulation of Clothing, Hairstyle, Jewelry, Makeup, Tattoos, and Piercing*, 66 Maryland L. Rev. 11 (2006).

（66） *Id.*, at 18-26.

（67） *Id.*, at 46.

（68） *Id.*, at 19, 41.

（69） City of Dallas v. Stanglin, 490 U. S. 19, 25 (1989).

（70） Vandivort, *supra* note 32, at 686-688.

（71） Chalifoux v. New Caney Independent School District, 976 F. Supp. 659 (1997).

（72） Vandivort, *supra* note 32, at 686-688.

（73） 腰パン禁止条例の制定過程については、Williams, *supra* note 3, Sinopole, s*upra* note 50 を参照。

(74) Paris Adult Theatre I v. Slaton, 413 U. S. 49 (1973) ; Bowers v. Hardwick, 478 U. S. 186 (1986).
(75) Sinopole, *supra* note 50, at 371–372.
(76) *Id.*
(77) *Id.*, at 372.
(78) Vandivort, *supra* note 32, at 686-688.
(79) Williams, *supra* note 3, at 1172.
(80) 政府利益の促進との関係における必要最小限度の規制と腰パン規制について、腰パンという行為が公然わいせつ行為として位置づけられる、すわなち、下着の露出によって公衆の場におけるにヌードの規制と同じように性的影響を与える行為と位置づけられるものではなく、腰パンを単に一部の人が不快に思うものであるとすれば、それによって合衆国憲法修正第一条の表現を規制する根拠とはなり得ないとの見解ものもある。Sinopole, *supra* note 50, at 375-376.
(81) オブライエン・テストの腰パン禁止条例へのあてはめについて、①腰パンが表現行為と考えられるものであるかどうかにかかわらず、②腰パンの禁止についての明確な政府利益が表現の抑圧に関連するかどうか、③正当化根拠となるほどの政府利益の重要性があるかどうかについて検討し、腰パンが表現であるならば条例が内容規制に当たるかどうかを検討し（内容規制であれば厳格審査による）、内容中立規制としてのオブライエン・テストにおいて中間審査によるものとされるが、個人が服を着ることは、着用者のアイデンティティを表明するもので、一般市民のファッション選択の管理、制限に対する政府利益の正当性はなく、腰パン禁止条例は合衆国憲法修正第一条に反するものであるとする見解もある。Vandivort, *supra* note 32, at 680.
(82) Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991).
(83) 前掲注（24）、岡田信弘「ヌード・ダンスに対する州の規制と第一修正　Barnes v. Glen Theatre, Inc., 501 U. S. 560 (1991)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』三六―三七頁。
(84) Sinopole, *supra* note 50, at 372-373.
(85) *Id.*, at 373.
(86) Emerson, *supra* note 12, at 877-886, 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二二頁。
(87) *Id.*, Williams, supra note 3, at 1173-1174, 前掲注（9）、樋口範雄『アメリカ憲法【アメリカ法ベーシックス⑩】』三二二頁、前掲注（14）、T・I・エマスン（木下毅訳）『現代アメリカ憲法』八六―八七頁。
(88) Williams, *supra* note 3, at 1173–1177.

(89) 前掲注（22）、紙谷雅子「象徴的表現としての星条旗の焼却　Texas v. Johnson, 491 U. S. 397 (1989)」憲法訴訟研究会・芦部信喜編『アメリカ憲法判例』一四六頁注27。

(90) Susan Latham Carr, *Local reaction to droopy drawers ordinance*, OCALA .com Jul. 17 2014 http://www.ocala.com/article/20140717/ARTICLES/140719730.

(91) Jessica Martin, *Saggy pants laws: First Amendment expert available for comment*, Washington University in St. Louis Newsroom Sep. 21 2007 http://news.wustl.edu/news/Pages/10113.aspx.

(92) 「腰パン：五輪代表・国母選手で注目　若者支持、なぜ？」毎日新聞二〇一〇年二月二十一日朝刊一二頁。

(93) 朝日新聞二〇一三年八月二十九日朝刊三四頁。ここでは、日本でも流行していた腰パンではなく、「ちょい下げ」が最近の流行りだとされる。

(94) 前掲注（60）、森脇敦史「象徴的言論―象徴への態度が示すもの」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ―状況へ』二一一頁。

(95) コスプレは、"costume play"（コスチューム・プレー）を略した和製英語で、アニメやゲームの登場人物の格好などを真似る等をすること（読売新聞二〇一三年十二月十七日夕刊一一頁）。コスチューム・プレーとは、俳優の衣装の視覚的効果をねらった劇のことで、特に歴史劇や歴史映画のことをいう（新村出編『広辞苑〔第五版〕』（岩波書店、一九九八年）九六八頁）。

(96) 読売新聞二〇一三年十二月十七日夕刊一一頁。

(97) 迷惑行為を行うものが高齢者らであれば高齢者のファッションでの利用を、小中学生等の子供であれば学校の制服での利用を禁止するということとコスプレでの利用を禁止することは、服装規制をするという観点からは同義のものであろう。